

平成23年9月9日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時01分 開会)

(出席議員 16名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稻	岡	健	太郎
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳造
8番	須	磨	隆	正
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	戸	坂	忠	寸計
15番	久	木	拓	栄
16番	山	本	辰	榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝		
副	町	長	山	王竹夫		
教	育	長	穴	田實		
総	務	課	長	寺尾隆之		
富	来	支	所	長	平野敏一	
企	画	財	政	課	長	新田辰巳
情	報	推	進	課	長	飯田幸雄
税	務	課	長	土	田善博	

住 民 課 長	谷 場 可 一
子育て支援課長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	吉 村 収 市
建 設 課 長	細 川 一 元
上下水道課長	安 田 朗
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	堤 谷 一 博
教 育 次 長	福 本 英 夫
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	坂 本 英 人
書 記	西 清 孝

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 議案第52号ないし第79号、及び、認定第1号ないし第13号並びに町政一般(質疑、質問)
- 日程第2 町長提出 議案第52号ないし第79号、及び、陳情第1号
(委員会付託)
- 日程第3 決算特別委員会の設置、及び委員の選任並びに町長提出 認定第1号ないし第13号(委員会付託)

(開 議)

櫻井 俊一議長 ただ今から本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 . 議案第 52 号ないし第 79 号、及び認定第 1 号ないし第 13 号、並びに町政一般
(質 疑 、 質 問)

櫻井 俊一議長 続いて、町長から提出のありました、議案第 52 号ないし第 79 号及び認定第 1 号ないし第 13 号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行ないます。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。

本日の質疑及び一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、執行部側の答弁も含め、概ね 30 分以内とします。

それでは、発言を許します。

1 番 福田 晃悦 君。

福田 晃悦議員 はい、議長。

おはようございます。1 番、福田晃悦でございます。本日も沢山の傍聴を賜り感謝申し上げます。

さて、私事ですが、本年 6 月から議員活動が始まり、はや 3 ヶ月。同じく新人議員であります稲岡議員・南正紀議員・寺井議員の 4 名で話し合い、月に一度、各課との勉強会を開いておりますが、やはりまだまだ学ぶべき事が山積していると実感する 3 ヶ月でした。

先輩議員の皆様からも「新人なのだから、分からない事は遠慮せずどんどん質問すればよい」と常日頃から暖かいもお言葉もいただいております、より一層町民の皆様にご満足していただける町づくりを目指す所存であります。

早速ですが、本年 6 月定例会、一般質問に続き、防災を含めた 3 点、質問させていただきます。

最初に、防災の専門知識を備え、災害時に地域や職場のリーダーとなる「防災士」の育成についてお尋ね致します。

防災士制度は、「大災害時には、消防や警察、役所などの公的機関も被災してしまう。まずは助けるべき、助けを求めるべきは人と人」という阪神・淡路大震災での最大の教訓を下に、平成 14 年に NPO 法人『日本防災士機構』が民間の防災リーダーを可及的速やかに養成する目的で創設した資格です。

発生から約 6 ヶ月が経過したこの度の東日本大震災においても、津波で多

くの犠牲を出した教訓として、防潮堤などのハード面に頼らない避難のあり方が今、問い直されております。

これは実際の話ですが、地震直後、ある宮城県の幼稚園が、園児の送迎バスの避難誘導をめぐり、安全配慮を怠ったとして、園児の遺族が裁判に訴えました。生死を分ける大災害であるほど、各々の“個”の判断が問われる場面が増す事は言うまでもありません。

ここでご提案します。防災士とは、平常時には、身につけた知識と実践力を生かしそれぞれの地域で住民の防災意識の啓発や訓練に努め、災害発生時には、消防や自衛隊など公的支援が到着するまでの間、地域や職場での人命救助や避難誘導にあたり、避難所運営などを中心的に担う役割も期待されております。

石川県では、本年度の8月時点で防災士認定者数が1,400人を超え、平成21年度の数字になりますが人口当たりの認定者数は全国でも2位と、県が掲げる『3町会に1人』という目標を達成しております。更に、先般の9月3日に開かれました県女性県政会議の場においても、谷本知事自らこの防災士については「今後、県内1町会に1人の割合となる4,400人を目標に講座などを開いて養成していく」とも更なる方針も示されました。

一方、防災士数は市町間でばらつきがあり、本年度の6月末時点での数字ですが、県内では上から金沢市が426名、次いで輪島市が200名となっております。そして、下からですが川北町が1名、宝達志水町が9名、そして、本町は下から3番目となります10名という数字が現状であります。

とりわけ、お隣の輪島市では平成19年に起きた能登半島地震後、その教訓をもとに『震災に強いまちづくり』を推進しており、また、このたびの3.11の震災を受けて今年度6月、7月と市独自で防災士養成講座を輪島市内で開催し、これまでの200名に加え、新たに164名の防災士が誕生しました。

地域や組織をかたち作るのは人であり、今、防災の中心的な役割を担う人が求められています。減災と社会の防災力向上の為に防災士が、広い範囲にたくさん存在することが、地域全体の防災力を高めることにつながると考えております。

本町においては、原発立地町である事も踏まえ、自主防災力の底上げを図ることは大変重要である事はもちろん、本年度6月定例会で補正予算に追加された、11月頃完成予定の本町独自の津波ハザードマップを有効に活用していく為にも、防災士の育成に取り組んでいく必要があると思いますが、ご所見をお尋ねいたします。

次に、女性の視点による防災対策について3点、お伺いいたします。

まず1点目は、高齢者・障害者に加え、女性の視点からの防災対策の認識をお尋ねします。平成17年の作成されました『志賀町地域防災計画』におきまして、災害時における災害弱者といわれる高齢者、障害者、傷病者や乳幼児については、“援護が必要な者への対策”として挙げられています。

災害発生時、集団避難所などで授乳所の確保や、プライバシーの問題から女性特有の配慮が必要となってくるのが、今回の震災はもとより先の阪神淡路大震災や新潟県中越大震災の時の教訓としても伝えられました。

今から読み上げます文は、阪神淡路大震災直後、女性たちの声を手記に残した「女性たちが語る阪神・大震災」の中から一部抜粋したものです。読み上げます。「神戸の震災では、女性の高齢者が最も多く亡くなられた。高齢女性の一人暮らしは、古い家かアパートが多く、最も被害が大きかった。幼い子どもを抱えた母親たちは、夫がいない不安感と同時に子どもを守らなければならないプレッシャーのため、幼児虐待に近い状態もかなりあった。また、性暴力についても報道にはあまりならなかったが、男性が職を失い自宅は全焼し、ローンだけが残り、妻へのDVが多数電話相談に寄せられた。」

そして、新潟県中越大震災でも同様なことが起こったことを受けて、国が平成22年12月に策定した「第3次男女共同参画基本計画」では、「防災における男女共同参画の推進」として「被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災復興の取り組みを進めることは、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。

これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災復興体制を確立する。」ということが盛り込まれました。

今回の震災を受け、今後、本町での防災計画の見直しの中でも、女性から

の視点が必要であると感じますが、町長のご所見をお聞かせください。

2点目は、自主防災組織や防災会議への女性委員の拡大についてお尋ねします。先ほどから述べた経緯の中で、多くの自治体で防災計画が見直されるようになりました。自治体によっては大分県のように「女性の視点からの防災対策のススメ」という冊子を作成、手元にもありますけれども、配布しております。

また、島根県松江市では、「女性の視点による防災対策検討委員会」を設置し、検討結果を報告書にまとめ、市長に提出しております。しかしながら、共通していることは、役員や政策決定の場に女性が少ないということです。

本町においても自主防災組織である自治会の区長は、135名中女性は1名。本町の地域防災計画を策定する「志賀町防災会議委員」も女性登用数は0人となっているのが現状です。平成15年から国が定める男女共同参画基本計画でも「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30パーセント程度に」という目標がありますが、町長のご所見をお聞かせください。

3点目に、具体的な避難所運営や防災備蓄物資についてですが、先程から参考にしております大分県では、次のような避難所生活での工夫が挙げられています。

仮設トイレの設置にあたっては、女性や子どもの安全・安心を配慮した場所や通路を確保。男女別の更衣室を設置し、女性用には鏡や女性用品を用意。女性用洗濯物の干し場の確保。女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るため、女性相談の設置。乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペースを確保。また、食事の準備や片付け、共同スペースやトイレの掃除、ごみの処理等々女性の役割に片寄らないようにみんなで分担する等々。このようなマニュアルが、物理的に実際どこまでできるか分かりませんが、分かっているのといないのとでは、全く違ってきます。

また、避難生活用の備蓄物資の必要物として、哺乳瓶、浄水器、使い捨てカイロ、子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、授乳室や更衣室用間仕切り、などが考えられています。

このように今後の計画を見直す中で、避難所運営や防災備蓄物資において

様々な女性の視点が必要となってくると思いますが、町長のお考えをお示しください。

最後になりますが、可燃ごみシールの有料化について質問させていただきます。広報やケーブルテレビなどで町民の皆様に周知されておりますとおり、本町でも10月1日から可燃ごみが有料化されます。家庭ゴミの有料化は、町民生活に一番密接している問題と言え、多くの町民が関心を寄せているところでもあります。

他の自治体においても、ゴミ減量化方針の推進を目的にゴミ有料化を導入し、生活保護世帯に対して減免策や補助制度を実施している例があります。本町においても生活保護、低所得世帯や重度の障害者、乳幼児、要介護者を要する世帯を対象にして、ごみ有料化に対する減免策や補助制度を設けるべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 みなさん、おはようございます。

まずは本日の議会に30名を超える堀松校下の皆様方、傍聴まことにありがとうございます。この傍聴を契機に、これまで以上に町政に関心を持っていただきたいと思っております。

それでは、福田議員のご質問にお答えをいたします。

防災の専門知識を備え、災害時に地域や職場のリーダーとなる「防災士」の育成についてであります。議員のご指摘のとおり自主防災力の底上げを図ることは、大変重要なことであると思っております。

大地震の際に、避難や安否確認に役立った「地域の絆」の大切さが示された今日、「自助」「互助」「協働」を掲げて活動する防災士は、地域における防災を考えるうえで、中心的存在となり得る、とても重要なものと認識をしております。

現在、志賀町では石川県が主催する防災士育成講座に対する受講費用を県と町が負担して、個人に負担がかからないよう取り組んでおります。

この制度を利用して、平成22年度までに5名の方が、平成23年度には、9名の方が受講をされて、他に独自で資格を取得された方が5名で、現在

19名の防災士が誕生しております。

この方たちが中心となって既に3集落で自主防災組織が結成されましたが、今後も、他の集落において防災士を中心として自主防災組織が結成されていくよう努力してまいります。

なお、自主防災組織には、今回の補正で、宝くじの社会貢献広報事業で防災備品等の予算を計上もさせていただいているところであります。今後も、要望があれば、この事業の申請を考えております。

また、町独自の防災士養成講座の開催につきましては、町単独では、講師の手配、会場の準備等、なかなか難しい面もありますので、引き続き県と連携をして、よりよいリーダー育成の環境づくりを推進していきたいと思っております。

次に、女性の視点による防災対策についてであります。大変良いご意見だと思います。女性だけでなく、高齢者・障害者等、幅広くご意見をいただき、今後の防災計画の見直しについて検討していきたいと思っております。

ご指摘の自主防災組織や防災会議への女性委員の拡大についてであります。自主防災組織への女性の参画については、各地区における問題であり、町が関与することではありませんので、ご理解をしていただきたいと思います。

また、防災会議への女性委員の登用につきましては、現在の委員は、災害の際、主体となって活動する警察、消防等の防災関係機関の代表者等から構成されているため、大変難しい事案でありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

次に防災備蓄物資についてであります。前回の定例会でご承認いただきましたとおり、水、食料、必要最小限のものを備えて対応しております。今後、必要となるものがあれば、議員のご意見を参考に防災備蓄物資の充実も検討していきたいと思っております。

また、避難所の運営については、東日本大震災においてもマスコミ等により数多くの問題が報道されました。今後も国等から参考となるものが示されると思います。

なお、地域防災計画の中では、避難所の運営に関する詳細まで規定するこ

とはありませんが、議員のご意見は参考にさせていただきたいと思います。

次に、ごみシールの有料化についてであります。

昨年度の志賀町廃棄物対策審議会で検討された結果を踏まえたうえで、可燃ごみの有料化を10月1日から実施するものですが、今のところ、生活保護世帯等への減免策や補助制度を導入する予定はありません。

しかし、今後、推移を見ながら、検討していきたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いし、福田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 13番 林 一夫 君。

林 一夫議員 去る8月31日から9月2日までの3日間、議会三常任委員会合同での北海道方面への視察を行って参りました。

主な視察目的としては、「通年議会」に関する取り組みの事、「町民参加によるまちづくり」に関する事、さらには「小学校の空き校舎のインターネットを利用してのオークション販売や利活用」に関する事などでありました。地域性の違いはあると思いますが、どの町もその町の現状や将来について、真剣であり、郷土愛や誇り、品格も大切にしながら、執行側と議会が緊張感を持ちながら、行政が進められているように感じて参りました。

また、夕張市の炭鉱記念館では、かつての炭鉱町での賑やかな状況と、その一方で命懸けでの厳しい労働環境や日々の暮らしの様相を垣間見ることができました。往時を体験している今も元気な高齢の方の案内で、当時の話も聞かせて頂きながら、貴重な見学をして参りました。

それでは、質問に入らせていただきます。

野田新内閣が発足し、東日本大震災からの復旧・復興に向けての国としての取り組みも本格化するものと思います。10兆円とも言われるこれらの復旧・復興財源の確保や増え続ける社会保障費や国債費への対応等、平成24年度の国の予算は、その財源手当を含めた運営が大きな懸念となっております。この事が、私どもの日常生活や地方自治体の財政運営にも大きく影響してくるものと思います。

そんな状況の中で、かねてから進められようとしている「国の一括交付金制度」について、町長はどのように評価し、今後どのように対応しようかと考

えておられるのかをお尋ねいたします。

本年8月に政府が各省庁に対して、国の平成24年度予算編成の概算要求に際して、政策的経費を前年比で10%削減するように指示を致しました。そこから捻出される1兆2千億円を社会保障費と新首相枠に充てるとのことです。

平成24年度の国の予算は、東日本の復旧・復興財源の10兆円程度は別枠として、平成23年度並みの9.2兆円規模と思われませんが、毎年、1兆円が増加する社会保障費や国債費等への対応により、公共事業費や地方交付税へのシワ寄せが避けられないものと思われま

す。そんな中、「ひも付き補助金の一括交付金化」が進められております。これは、用途を指定して配分してきた補助金を地方の自由裁量が拡大する一括交付金として配分しようとするものであります。言い方を換えれば、「地域の自主性を確立するための戦略的交付金」とも称されるものであります。

平成23年度では、主に都道府県に対して行われてきたようであり、平成24年度では、さらにその対象を拡大し、市町村にも多く導入されるとのことです。まさに、地域の特性や状況をしっかりと把握し、それに基づいてプレゼンテーションし、施策を実行できるかどうかにか町の将来がかかっていると思

います。数多くのメニューの中から選択さえすれば良かった今までの補助金制度から、地域の特性を考えた独自のアイデアや実行力が問われる仕組みへと転換することになるかと思

います。当面、どの程度、この形が実施されるかは分かりませんが、町としてはできるだけ早い段階から、この制度に対応するための各種施策案を前もって準備しておく必要があるかと思

います。この一括交付金制度に関連する平成23年度の当町での取り組み状況と次年度以降の予定についてお示しをいただきたいと思

います。次に、合併特例債を活用した事業に関して、質問を致します。本年8月19日の地元新聞に石川県内の10の市町が今年度に予定する合併特例債の発行計画に関する記事が掲載されていま

した。この合併特例債は、平成の大合併により誕生した市町村に限って認められた地方債であり、いわば借金ではありますが、償還額の7割が地方交付税で

手当されるものであり、建設事業と基金造成に対応できるものであります。

志賀町での合併特例債の発行可能期間は、2005年度から2015年度、平成で言いますと27年度までであります。志賀町が申請し、認められている発行可能額は、88億6千万円であり、現在までの進捗率は66%となっており、本年度では、「図書館改修事業」、「地頭地区まちづくり事業」などが充当事業として行われております。

建設事業分については、18億4千万円が、今後発行が可能であります。地域振興や格差是正等の観点から重点事業を絞り込んでの取り組みが必要かと考えますが、今後の主な事業予定をお尋ね致します。

また、志賀町での基金造成可能枠は11億7千万円ありますが、他の県内の7市町が既に100%の進捗率となっており、志賀町でも早期に対応すべきものと考えます。基金造成への対応予定をお示しください。

次に、志賀原子力発電所の運転停止が町の財政に影響する可能性について質問を致します。

現在、志賀原子力発電所の1号機、2号機ともに運転が停止しております。全国的に、電力会社や経済産業省、保安院などによる原発に対する不適切な対応による不信感もある中、これらの運転についての方向性が示されないままに時が経過しております。この状況が長期化した場合、当町の財政にも少なからず影響が生ずるものと思われま。

発電所の建設時から今日まで、多額の電源立地に係る交付金が配分され、地域振興に大きく寄与してきているのは周知のことです。

平成元年から平成17年度までにおいても、電源立地地域への交付金として、約146億円が交付され、多岐にわたる事業に充当されてきております。

現在においても、「電源立地地域対策交付金」の中で「電力移出県等交付金相当部分」や「長期発展対策交付金相当部分」等が交付金配分対象とされていると思いますが、これらの交付金制度の内容と今後の見通しについて、お示しをいただきたいと思ひます。

次に、冬季の町内の除雪に関する質問と若干の提案を行います。

町内の除雪業者との除雪会議を例年、11月中に行っていると聞いておりますが、会議では前年度以前の地元住民からの苦情や除雪業者の要望、ある

いは、行政側の対応に関しての課題や反省点を踏まえた話し合いが行われているのでしょうか。

ひとつの問題点として、町内でも海岸部と山間部では、降雪量にも大きな開きがあると思われませんが、担当エリアによって、業者の負担に大きな格差があるとも聞いております。この事は早期に実態を把握し、是正を図るべきことと思います。

一方、昨年度の除雪契約の実績や、当年度の除雪契約の確約書の提出を、通常の町の入札の参加資格の条件に取り入れることとしているとも聞いております。業者によっては、その時々を経営環境によって、除雪対応が難しい場合でも生じてくるかと思えます。確約書の内容について、十分な配慮が求められると思えます。

周辺の他の市町村では、除雪を依頼する側の自治体から業者に対して、除雪機械が貸与されるとか、業者の除雪機械の確保に対しての費用を補てんするなど、業者への優遇措置が行われているケースもあると聞いております。

業者との契約において、志賀町の現状はどうであるのか、改定の予定があれば、今後、どのように対応するつもりかをお聞かせいただきたいと思えます。

今後とも、これらの除雪に関する対応は、地元の建設業者に依頼することとなると思えますが、現状においては建設業者の廃業や事業の縮小が進行しており、除雪機械の保有台数の減少、オペレーターの高齢化・除雪技術の継承問題等、除雪に関する現状は大変に厳しいものがあるかと思えます。

行政が行う除雪サービスの低下は、高齢者が今後とも増加するという背景もある中、地域の住民生活そのものにとって大きく影響する問題であります。住みよい町づくりのための除雪対策に万全を期すべきであろうと考えます。

町としての考えをお聞かせ下さい。

以上をもって、私の質問を終わります。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 林議員のご質問にお答えをいたします。

まず、国の一括交付金制度についてであります。平成22年6月22日閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、ひも付き補助金の一括交付金

化が示されており、その実施手順として、投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成23年度以降、段階的に実施するとされております。

このことから平成23年度において、第一段階として都道府県を対象に、投資補助金の一括交付金化である「地域自主戦略交付金制度」が創設され、4月1日から施行されているところであります。

本制度は、地方公共団体が自主的に事業を選択して作成した事業実施計画に基づき、国が交付金を交付し、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図ることを目的としたもので、国の各府省の枠にとらわれずに、地域の自由裁量を拡大できるものと理解しております。

なお、「地域主権戦略大綱」では、平成24年度から市町村分導入も示されており、国の来年度予算編成過程において、国と地方との協議が重ねられることとなりますが、この市町村を対象とした地域自主戦略交付金化は、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度であるとの認識のもと、事業実施計画の作成等にあたっては、石川県とも十分な協議をしながら対応して参りたいと考えております。

次に、合併特例債事業についてであります。

御承知のとおり合併特例債は、市町村の合併の特例に関する法律に規定されている地方債であり、志賀町においては、平成27年度までが事業の対象期間となります。また、起債可能額については建設事業分と地域振興基金分を併せて、88億6,300万円が限度額となっております。発行の実績につきましては、平成22年度末で55億7,180万円であり、全て建設事業分であります。

ご質問の今後の合併特例債事業の計画であります。本年度におきましては、町立図書館改修事業、富来中学校整備事業に係る財産購入費、堀松及び加茂小学校体育館耐震補強事業、その他町道改良等を予定しております。また、平成24年度以降につきましては、町道整備や富来中学校整備事業をはじめとした公共施設の改修事業等を予定しておりますが、合併時に策定した「新町まちづくり計画」に沿って、計画的に事業を実施して参りたいと考えております。

なお、合併特例債による地域振興基金部分については、旧志賀町部分の交

付税が不交付である状況下では、交付税措置の恩恵を受けることができないため、期間の最終年度を目途に新たな基金を創設し、活用したいと考えております。

いずれにいたしましても、有利な地方債とはいえ借金にかわりないことを十分認識し、財政の健全性を見据え、将来負担の均衡を考慮するように努めていかなければならないと考えております。

続いて、志賀原発の運転停止による町財政への影響についてであります。ご承知のとおり、志賀原子力発電所については、1号機は本年3月から運転停止中であり、2号機についても同時期から定期検査を開始しており、現在、2基とも運転を停止しております。

ご質問の電源立地地域対策交付金の内容につきましては、この後担当の企画財政課長から説明をさせますが、運転停止による今後の町財政への影響については、このまま発電所の停止状態が長引けば、2年後の平成25年度における当該交付金が相当額減少し、町の財政運営において大きな影響が及ぶものと予測しております。

このようなことから、全国原子力発電所所在市町村協議会では、本年8月に、これまで国策に協力してきた立地地域の経済・雇用に支障が生じることのないよう、交付金措置など全面的な支援を行うこと等を重点事項とした「原子力発電に関する要請書」を国に提出したところであります。今後も関係機関と連携し、国に対してあらゆる面において全面的な支援を粘り強く求めて参りたいと考えております。

次に、冬季の町内除雪に関しての質問であります。林議員のおっしゃる通り、除雪会議を例年11月中に行っています。この会議では、迅速な除雪対応や障害物の除去など、前年度に問題となった点や住民からの苦情、除雪業者からの要望等を踏まえ、当該年度の実施に向けて打合せを行っています。

また、ご指摘のように、町内において、積雪量に大きな開きがあるため、業者の方々の意見を聞き実態を把握し、除雪機械の保有台数を勘案しながら除雪区間の見直しを毎年行っています。やむを得ず見直しできない区間におきましては、業者に協力を要請し、除雪を実施しているのが現状であります。

次に、建設業者の廃業等に伴う町の除雪対策についてであります。御指

摘のとおり、建設業者の廃業、縮小等により、除雪機械の保有台数が減少しております。そのため、昨年度は水道業者3社のほか、今まで除雪を行っていなかった舗装業者2社及び町民の方で除雪できる機械を所有している方2名にもお願いをし、実施致しました。今年度も除雪を行っていない水道業者、舗装業者に依頼し、一台でも多く除雪機械を確保し、対応する予定であります。

次に、除雪契約に関するご質問であります。近隣の市町の例も参考にし、町の入札参加資格の条件に、一台でも多く除雪機械を確保するため、除雪契約の実績や確約書の提出を求め、一般競争入札を行っております。契約の改定については、今後検討させて頂きたいとも思っております。

また、優遇措置といたしまして、除雪機械の貸与は昨年度6台、補償料は昨年度から除雪機械の法定点検料と保険代の合計の2分の1を支払っており、今年度も実施することとしておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いし、林議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 答弁が先です。新田企画財政課長。

新田 辰巳企画財政課長 企画財政課の新田です。私の方から電源立地地域対策交付金制度の内容についてご説明申し上げます。

本制度につきましては、電源立地に関する6種類の交付金制度を統合し、平成15年度に制度化されたものであり、旧制度単位でそれぞれ積算された交付金の合計が電源立地地域対策交付金となっております。この旧制度単位で、現在、志賀町にとって対象となっているのが「長期発展対策交付金相当分」と「電力移出県等交付金相当分」であります。

まず、「長期発展対策交付金相当分」の積算であります。交付年度の2年前の実績発電電力量に、基礎単価を乗じて算出した数値及び発電所の運転期間による加算分等の合計であることが交付規則で定められております。

次に、「電力移出県等交付金相当分」につきましては、発電電力量から消費電力量を除いた数値に、基礎単価を乗じたものが国から石川県に交付され、市町村枠として志賀町に一定額が交付される仕組みとなっております。

これらの算式によりまして、平成23年度志賀町一般会計では6億1千万円の交付金を歳入予算として計上しているところであります。

以上で私のご説明とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 十三番 林 一夫 君。

林 一夫議員 何点かについて、再質問をさせていただきたいと思います。

最初に質問を致しました国の一括交付金制度に関連してでありますけれども、今ほどの町長答弁の中で、平成22年度から補助金から一括交付金制度に徐々に変換していくというようなお話がございました。で、町長としてはこの流れをどのように評価しているのか、歓迎するのかわからないのか、そういう方向で物事を捉えていくとすれば、今からいろんなアイデアの蓄積を図るべきであろうというふうにも思いますので、これらについての役場としての、いわゆるプロジェクトチーム的なもので、組織的に今から対応しておくべきだろうと思いますので、その辺、対応等についての考えが現状あるのかなのかをひとつお聞かせをさせていただきたいと思います。

それから、合併特例債の事業に関してであります、建設事業関係であると18億数千万円の枠があるかと思いますが、これを全て消化していこうと考えておられるのかどうなのか、そこを再度確認させていただきたいと思います。

それと発電所の運転停止に関連する部分で、平成23年度で6億1千万円が収入としてあったということではありますが、今後の見通し、現状において今後、次年度以降ですね、どのような影響がでてくるのか、金額の見通し等も合わせて答弁をいただければありがたいと思います。

以上、よろしくお願ひ致します。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 林議員の再質問にお答え致します。

まず、国の一括交付金制度につきましてですが、これは地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度でありますので、大いに私としても歓迎をしたいと思っております。今後、どのような組織をつくり、どのような体制で、創意工夫をしていくかということは、今のところまだ検討はされておりませんが、今後の課題としてしっかりとした対応をしていきたいと思っております。

続きまして、合併特例債事業についてであります、全ての特例債を使っ

てしまうのかとご質問であります。これは先ほども言いましたように有利な地方債とは言え、借金にかわりはございません。そのことを十分に認識をして、使うべき時には使い、そうでない時には、借金でありますので使わないようにも考えていかなければいけないとも思っております。

続きまして、今後の見通しですか、については課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

櫻井 俊一議長 新田企画財政課長。

新田 辰巳企画財政課長 再質問の電源立地地域対策交付金の今後の見通しについてであります。過去平成20年度では、同交付金が4億4千万円ほど、それから21年度につきましては、5億2千万円、22年度については5億1千万円、そして、本年度予算措置をしているのが、6億1千万円と。先ほどもご答弁させていただきましたが、この数字が動くのは2年前の発電電力量に係る部分がかかなり大きな部分でありまして、24年度以降のこの交付金の金額につきましては、現時点では22年度以降の発電電力量にかかってきますので、一応その数字は具体的には今のところ何とも言えないと思います。

ただ24年度に関しましては、6億前後が交付されるのではないかと見込んでおります。ただ繰り返しになりますが、25年度に関しましては、現在発電所が止まっておる段階でありますので、どうなるのか今のところ見通しが立たないというのが現状であります。よろしくお願い致します。

櫻井 俊一議長 5番 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 おはようございます。9月9日、本日は五節句のひとつ重陽の節句というおめでたい日ではありますけれども、残念ながら私は本日はおめでたい話は持ち合わせておりません。通告に従い、一般質問をしていきます。

まず、最初に町長の提案理由説明への質疑であります。提案理由書2ページ下5行目よりのところですが、この文脈からすると、国に対して、説明会を求めていると受け取れますが、国に地域住民向けに説明会を求めるということで受け取っていいのでしょうか。

次に2番目としまして、高浜地区の異臭問題についてであります。

私のところに、人の住む環境ではない、異臭に耐えられないという悲痛な声が届いています。おそらく多くの方がそう思いながらも、我慢に我慢を重

ねて今年の夏も過ごされたと思います。

また、担当課と業者双方ともに努力しているという声も聞いていますが、悲痛な声が未だにあることも事実です。

私も仕事として牛フンを主とした堆肥づくりやミカン山への堆肥まきなどの仕事を数年やった経験もあります。また、産業として守り育てていくことも大切なことは十分認識しています。そのうえでの話です。

前回町長は、残り任期中2年間で何とか解決したいということでしたが、そんな悠長なことは言っておれない事態に直面していると思います。解決策はあるはずですが、あとは実行するのみです。いつまでも未解決のままでいいわけがありません。町政に対する不信が増大する前に解決すべきです。強く求めたいと思います。

また、関係住民に対して、この間の経過と取り組み状況をきちんと説明すべきです。町長談話室で町民の意見を聞くことを大事にしている町長ですから、多くの町民が困っている問題こそ真っ先に取り上げて解決すべきです。

また、先日視察に訪れた白老町の議会は、課題を抱えた地区で委員会を開催するという工夫もされていました。議会と町との違いはありますが、即行動できる立場にある町長が、それこそ手腕を発揮してほしいものです。重ねていいます。即解決すべき問題です。町長の決断をお聞きしたいと思います。

3つ目に、非核平和宣言自治体についてであります。

志賀町は合併前より非核平和宣言自治体として、役場敷地内に看板まで設置して町民に宣伝しています。先日視察に行きました奈井江町は役場庁舎に垂れ幕で、新冠町は役場正面に標柱がありました。白老町は「平和のまち宣言」をしているようです。

その志賀町の看板がしばらく壊れたままで、先月下旬にどのくらいぶりかで新調されて掲示されました。少し小さくなったようですが、気のせいでしょうか。看板がどのくらいの期間半分壊れたままになっていたか今では知る由もありませんが、問題はだれも気がつかなかったか、あるいは気がついてもほったらかしにされたままであったかということです。大変残念なことです。

これは、非核平和宣言自治体の看板を立てる場所が悪かったと受けとめる

か、あるいは、非核平和宣言について町としてのアピール力が不足していたかということになります。もちろん、これにつきましては行政だけの責任に帰するものではなく、町民全体で作り上げていくことが当然求められてきます。

平成17年の第1回議会で私は、非核平和宣言自治体協議会への加入を町長に求めました。また、同時に広島長崎への中高生の派遣や原爆の写真展などの開催を提案しています。その後、非核平和宣言自治体協議会へ参加したと思います。

そこで、質問です。合併後、非核平和宣言の理念に則ってどのような活動をされてきたのかお尋ねします。また、今後ますます町民との共同活動・行動が求められますが、そのことに対する認識と今後の取り組みについてお答えください。

4番目に原発防災についてであります。8月24日、6時間という限られた時間ではありましたが、福島県いわき市を地元県議の案内で津波の惨状を視察してきました。美空ひばりの歌で有名な塩屋岬も途中視察してきました。

県議の事務所前は、福島原発より40キロ足らずでしょうか。年間にすると2ミリシーベルトの放射線があると事務所に表示してありました。国内法で定められた一般人の年間被ばく線量限度は、1ミリシーベルト以下とされていますから、その2倍のところで生活しているわけです。後援会の年配の女性の方は、野菜は作っているが、孫の子には食べさせないと言っていました。一番先に食べさせたい気持ちを押し隠しての言葉に、返す言葉もありませんでした。

3月の福島原発事故以来、早いもので半年になろうとしています。だが、事故処理をめぐっては、東電すらスリーマイル事故を参考にした試算では、溶けた燃料の取り出し開始は10年後が目標。炉の解体、撤去は数十年かかるといいます。今回の事故は3つの炉が同時にメルトダウンを起こした世界でも例を見ない大事故であり、先が全く見えないといっても過言ではないといえます。事故の影響は計りしれず、原発事故の持つ恐ろしさをまざまざと見せつけました。

安全だから動かすというのではなく、動かしたいから安全とするという本

末転倒のことが平然とやられてきました。どこにも原発をチェックする機関がなく、本来原発を規制する保安院までがやらせをやり、推進に手を貸す事態はもはや末期症状です。環境省のもとで再編されるようですが、失った信頼は容易に取りもどせるものではありません。

この問題にはいろいろな切り口がありますが、今回は原発防災の観点から見ていきたいと思います。本来なら、できるところから原発防災計画の見直し作業が進行していきかかるとは思いますが、残念ながらそのような状況にまで至っていないようです。原発防災については、これまでは事故は起きない、多重防護されているから起きても放射性物質が広範囲に漏れることはないという考え方でした。

ところが、福島原発事故を経験した今日は、重大事故は起きうる、最悪の事態を考えて原発防災計画を策定しなければならないと認識に改めなければなりません。また、最悪の事態には、二度と私たちはこのふるさとの地を踏めない可能性もあります。福島の今後の推移を見れば、答えは出てきます。

原発防災に対する考え方として、アメリカ、カナダなどは「ゼロ被ばく避難」を基本とし、とにかく一刻も早く遠くへ逃がすことを基本としています。福島原発事故当時、アメリカはアメリカ国民に対して、80キロ圏外からの避難を進めたり、帰国を呼び掛けたりしていることはこの表れだと思います。だが、日本は屋内退避や避難が主であるために、実に多くの住民を被ばくさせてしまいました。ここでは、特に大きな問題点を指摘しながら実際的な防災計画を求めるものであります。

私の原発に対する考え方は、いささかも変わるつもりではありませんが、原発が必要というのであれば、防災計画を根本的に見直す必要があります。また、廃炉にして解体撤去されるまではと区切っても、相当長期間に渡って防災計画は必要となります。

本来なら、アメリカのショーラム原発のように、緊急時の計画を地方当局、地方政府が作らなかったのが、完成したが一度も運転されずに廃炉とされたような厳しい規制が取られてしかるべきです。原発防災計画が必要になるのは明らかに電力会社が原発をつくったことによるからです。日本の場合、電力会社は敷地内だけ責任をとり、敷地外は地方自治体の責任となることとは

大きな違いです。

重複するような点もありますが、質問に入ります。1点目として、防災訓練は「訓練のための訓練であった」と、以前町長は発言していましたが、訓練のどの行為をさしているのか。また、それをどう改めようとしているのかお聞きします。

2番目として、福島の実態を見れば、全町民避難と言う事態もありうるという認識をもって原発に対処しなければならないが、そのことを認識しているでしょうか。また、全町民避難の受け入れ先自治体を確保し、避難先自治体に対しても原発防災の特殊性も含めて理解を得なければなりません、町長のお考えをお聞かせ願います。

3番目に、役場全職員や消防団員に対する原子力防災教育はきちんとされているのか。また、無用な被ばくを避けるため、原発防災に従事する職員は40代以降とし、いわゆる40歳、50歳代の方とし、事故時の職員の動員体制を見直すべきですが、町長の考えを伺います。

4番目に、原発防災対策重点地域10キロ圏内という考え方は破たんしております。私の地区のように、原発に近づくような避難場所は改め、全町的に避難場所の見直しをはからなければなりません。どのように考えているのでしょうか。

最後に、国と東京電力は正確な情報を全面的に未だに公開しておりません。福島原発事故の収束もままならない現状において町民の命、財産を守る防災計画を作ることができるのか。志賀町にこの先もずっと住み続けたいという町民の願いは保証できるのか。町長のお考えをお聞きし、質問を終わります。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 堂下議員のご質問にお答えいたします。

私の提案理由説明への質問についてであります。ストレステストについては、国による安全評価が厳格に実施されることを望むとともに、確認作業を行った国が、国民の理解を得るような説明を求めたものであり、説明会の開催を求めたものではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、高浜地区の異臭問題ですが、6月議会においても答弁しましたとお

り、事業者に対しては、毎月2回の立入調査を県の関係機関と連携して実施し、指導をしています。

事業者も努力はしておりますが、敷材の交換時期が遅れたり、畜舎の掃除が行き届かないとすぐに臭が発生します。

「きれいな畜舎とすばやく確実な糞尿処理」は、畜産経営の基本ですから、町としては、敷地内の建物付近でほとんどの人がクレームを付けない臭気強度以下の数値を目標とし、一つ改善されればそれ以上を目標として指導しているところあります。

無臭の畜産経営を実現することは非常に困難であります。しかしながら、事業者は、悪臭に対しての問題を一つひとつクリアしていくことが責務ですし、地道な人力作業の繰り返しですが、悪臭発生の抑制は、地域にとって不可欠な課題であると認識しております。

この問題は、私の公約であるとともに、地域住民の要望でもありますので、喫緊の課題であると認識をし、決して対応を怠っている訳ではありません。今後も町として指導は継続してまいります。事業者との調整も必要なことから、時間を要しますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

続きまして、非核平和宣言についてであります。

この宣言は、志賀町では、平成18年3月の第1回定例会において、「非核・平和志賀町を宣言する決議」がなされているところであります。

庁舎敷地に設置してある看板については、旧志賀町において、平成3年9月の第3回定例会で、非核三原則を遵守すべき旨の「平和都市宣言」が決議され、その後、平成12年6月に非核平和宣言を行い、これを広く周知するため、設置したものであります。これまでの間、風雨等によって経年劣化していたところ、強風によって、看板の一部が吹き飛び破損したもので、その後、補修を行い、先月初旬に復旧したところであります。ちなみに大きさは前と同じものであります。

さて、非核平和宣言自治体協議会についてであります。石川県内では、志賀町と野々市町の2町だけが会員となっており、毎年、関係活動団体によるキャラバン隊の受け入れや、核兵器廃絶の署名や募金活動に協力しております。

今後も、非核平和宣言自治体として、その趣旨である「核兵器の廃絶や非核三原則を求める活動」をとおし、平和で住みよいふるさとづくりを進めていきたいと考えております。

言うまでもなく、我が国は唯一の被爆国であることから、非核・平和宣言は、世界の恒久的平和を願う国民の総意であり、この宣言を後世にも伝えていく義務があるものと認識をしておりますので、ご理解をお願い致します。

次に、原子力防災計画についてであります。防災訓練で「訓練のための訓練であった」との表現は、一つの防災に対する訓練がなされているが、福島事故のように複合災害に対する訓練ではなかったとすることであり、訓練するときには、全体でどのような事故が起こっていて、どのような対処方法があるのか、分析・検討して迅速に対応する必要があるとの認識から発した表現であります。

次に、全町避難についてであります。福島事故を想定しますと、堂下議員同様に、私も必要があると認識をしております。

しかし、その前に、事故が起きない対策を充分講じることが重要であることから、事故が起きないように体制づくりを行うよう、しっかり国に要請する必要があると思っております。

また、避難先の確保と避難受け入れ先への理解及び原子力防災の避難場所の見直しについてであります。国が示すべき防災計画、防災基本計画、E P Zが解らない限り、対応できませんので、理解はしておりますが、現段階では具体的な計画を作りようがないのが実情であります。

今後、国の防災指針、防災基本計画を見極めたうえで、石川県と連携を図り、避難場所だけの見直しではなく、防災計画全てにおいて抜本的な見直しが必要になってくると思っております。

次に、役場全職員と消防団員に対する原子力防災教育ですが、原子力発電所の視察や各種団体の研修に参加させ、原子力立地町職員及び消防団員としての意識を持ち、対処できるよう指導しております。

また、事故時の職員の動員体制についてであります。職員の被ばくを防ぐことは重要なことですが、事故時には、マンパワーが必要となり、全ての職員が、志賀町職員として、町民の安全を確保するという意識を持つ

て行動すべきであり、全職員で対応して行きたいと考えております。

次に、福島原発事故の収束がない状態での防災計画の策定ができるのか、また、志賀町に住み続けたいという願いの担保についてのご質問ですが、現在、国では、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が事故による被害の原因を究明するため、調査・検証を行い、当該事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言を目的に調査しているとお聞きしておりますが、先にも述べましたとおり、事故が起きない対策を充分講じることが重要であることから、事故が起きないような体制づくりを行うよう、しっかりと国に要請して行きたいと思っております。

また、防災計画につきましても、先程同様、国の防災指針、防災基本計画を見極めたうえで、石川県と連携を取り進めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、志賀町民がいつまでも志賀町に住み続けたいと思う「町づくり」を目指して頑張っていきたいということを申し上げ、堂下議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 5番 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 若干の再質問をさせていただきます。

一点目ですけれども、いわゆるこれは一般的に、国は安全という形の広報と理解してよろしいでしょうか。それとまた新聞なりなんなり発表した時点で、いいという感じでしょうか。それともいわゆる議会なり地域のいろんな組織にきて説明をすることを求めているのでしょうか。町民全体としての対象としか設けないということを伺いましたが、そうじゃなくて、例えば議会に対する説明を求めると考えてよろしいでしょうか。それが、一点です。

あと二点目の異臭問題でありますけれども、双方いろいろな形で努力しているという話は聞いていますけれども、現実的に、例えばどの辺の範囲までの人たちが困っているとかいう実態調査はしたことがあるのでしょうか。また、きちんとやはり地元に出向いて説明をすべきだと思います。重ねてこれは言います。

原発防災につきましては、今朝の朝刊にありましたけれども、いわゆる佐賀県では、福島原発事故を踏まえた地域防災を見直した記事が載っております。骨子によりますと、原発の大規模事故を想定し、原発の半径20キロ

圏内の自治体は、いわゆる20キロ圏内といいますと志賀町全地域入ってしましますが、避難指示に備え、住民を30キロ圏外に避難する計画を策定するとあります。いわゆる国の指示がなくても、できるところはしているわけであります。ですから、町においても県や国の指示があってもなくても、やはり、防災についてはちゃんと準備をして計画を練っていくということが必要だと思います。つまり、発表するせんはまた別の問題でありましようけれども、そういう準備はきちんとしながらいつでも対応できるということをまずしておくべきだと思います。それと、国に対しましては、安全、事故が起きないより安全いわゆるより安全な原発とかよく言いますけれども、今まで絶対事故が起きない、あるいは5重の多重防御があるからと言ってきたわけであります。その安全神話がすべて崩れたわけでありますから。多分、前回の議会でも言ったかと思えますけれども、そういうことに対するいわゆる反省などないうえでさらに、安全なものと言われましても、多くの皆さんがやはり納得できないと。そういうことを求めたいということは、皆さんの気持ちとしては分かりますが、現実はそのじゃなかったということ踏まえたい話ですので再度質問致します。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 堂下議員の再質問にお答えします。提案理由の説明の質問であります。先ほども言いましたようにストレステストについては、国による安全評価が厳格に実施されることを望むとともに、確認作業を行った国が国民の理解を得るような説明を求めたものであり、説明会の開催を求めたものではありません。議会に対しての説明というものに対しては、議会が求めるべきものであり、執行部から言うべきものではないと理解しています。

続きまして、高浜地区の異臭問題であります。範囲の調査を行っているのか、実態の調査を行っているのかということですが、臭気の調査等は行っておりますが、その範囲についてなどの調査は行っていないというのが現状であります。今後、その事も調査すべきかどうか検討をしていきたいと思えます。

続きまして、防災計画についてのことでありますが、先ほども言いましたように国が示すべき防災計画や防災基本計画、EPZが分からない限り対応

しかねますので、理解は本当にしてしておりますが、現段階で具体的な計画を作りようがないというのが御理解をして頂きたいと思います。また、福島原発の収束がない状態での防災計画の策定ができるのかといった問題についてであります。現在事故の調査検証委員会などの検証が行われているところでもありますし、事故が起きない対策を十分講じる事が重要であることから、事故が起きないような体制づくりを行うようしっかりと国に求めていきたいものでもありますし、また、事故が検証されたあとには、そのことについても十分国に要請をしていきたいと考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 3番 南 正紀 君。

南 正紀議員 3番議員、南 正紀です。

本日は、大勢の町民の皆様にご傍聴をいただきまして、心より感謝申し上げます。今後ともより一層志賀町議会に関心を持っていただき、ご意見等を頂戴いただければ幸いです。それでは、先の通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、水害対策についてお聞きします。3月11日に発生した東日本大震災から、はや半年が過ぎようとしています。今も毎日、新聞紙上やテレビ等で震災関係の報道が無い日は一日もありません。

原子力発電所立地町である当町の住民の皆様におかれましては、自然災害はもとより、原子力発電所の災害にも高い関心を持ち続け、被災地と当町をだぶらせてご覧になっているのではないのでしょうか。町長の提案理由説明でも触れられていましたが、津波対策は着々と進行しており、防災週間初日の8月30日には役場におきまして大規模な消防避難訓練が行われておりますが、津波や原子力災害に対する訓練は、町としては未だ効果的には行われておりません。災害に強い町づくりを目指し、早期の実施が望まれます。

そのような中、先の台風12号は全国各地に過去に類のない甚大な被害を与えました。幸い、進路の関係で当町には目立った被害はありませんでしたが一歩間違えば大惨事となっていた可能性は否定できません。

特に、米町川の氾濫の危険性は、未だに解消されておりません。米町川が氾濫した際の浸水想定地域は、県が作成した津波による浸水想定地域と一致

する部分も多く、堀松校下の広範囲の宅地が1メートル程度浸水すると想定されております。これは、県が作成したもので、現状の河川整備状態で一日の降雨量が178ミリメートルに達し、複数個所で堤防が決壊した場合を想定したものです。今回のような大型の台風の直撃を受け、氾濫した際の被害の大きさは想像に難くありません。

また、東日本大震災で津波が川を遡上し、上流部の堤防を乗り越え、町を押し流す映像がありましたが、河川改修は津波対策の一助にもなりえます。米町川の河川改修は平成29年度完成を目指し進められておりますが、災害未然防止の観点からも、一日も早い完成が望まれるものであり、町としても県に対し積極的な働きかけを行って頂きたく、町長の考えをお聞かせ下さい。

次に、小学校統合が地域に与える影響についてお聞きをいたします。小学校は防災の拠点でもあり、地域の活動の場としての機能も併せ持っています。当町におきましても、統合を間近に控え、空き校舎の有効活用を鋭意模索しているところではありますが、安易に取り壊したり、民間に売却すればよいものではありません。将来の町のあり方を前提とした有効活用が求められますが、タイムリーに運用、売却ができる保証はありません。恒久的な利用方法が決定しない期間、有意義に跡地を利用することも検討課題です。

東京都多摩市におきましては、学校跡地施設の恒久的活用の決定前の暫定活用として、住民に施設を開放し、各種住民団体等の活動の場として利用しています。これは、閉校した学校の設備をそのまま極力資金を投じずに、そのまま利用することを目的としております。平成20年度、6ヶ所の学校跡地を住民に開放した際ののべ利用者数をみると、校庭の利用者数が約45,000人、体育館が約51,000人、校舎で約117,000人、その他テニスコート等を含め、全体の利用者数は232,000人とありました。人口約146,000人の自治体の利用者数としては十分活用されていると思われ、参考となる利用方法ではないでしょうか。

先の議会の研修には、町長も同行され先進地のあり方を見てまいりましたが、北海道新冠町では、まさに学校跡地の活用についての現状を視察してまいりました。新冠町におきましては、全ての空き校舎を民間に売却するという取り組みでしたが、この手法は、地域住民の活動拠点が無くなるといった

ことが懸念されますが、新冠町の取り組み方法について町長の所感をお聞かせ下さい。

関連して、もう1点、小学校統合による影響についてお聞きします。統合に伴い廃校となった校下の住民においては、校下意識の低下が懸念されます。先に触れた、新冠町におきましても小学校統合前に住民、行政の双方に地域の活力減退を危惧する意見があったと聞きます。小学校におきましては、校庭は社会体育大会や盆踊り等の会場として利用されていますし、敬老会などの行事も学校体育館で行なわれるケースがあります。

堀松小学校では稲作の体験を行なっていますが、秋には採れた米を使って収穫祭を行なっています。子供たちが収穫した米で作られたお餅を、校下の独居老人に配るといった活動も行なわれています。このような地域密着型の学校行事も統合に伴い、困難になると思われまます。

これらを勘案しても、小学校が地域住民の結びつきを強化したり、地区の活動の活性化に大きな役割を果たしていることは間違いありません。こうした行事は、校下というコミュニティがあつてこそ継承されてきたものであり一度途絶えてしまうとなかなか復活させることはできないでしょう。

今後、小学校の統合によって懸念されるこれら地域の活力の衰退の懸念について、町としてどのように関与していくのか、町長の考えをお聞かせください。

最後に、子供が安心して遊べる環境づくりについてお尋ねします。全国的に少子化が進むなか、少子化対策は国の最重要課題でもあります。当町においても手厚い子育て支援が行なわれております。その中で私が興味深く感じたことの一つに、次世代育成支援行動計画で行った後期行動計画策定のための住民アンケート調査の結果があります。これは、町内在住の就学前児童及び、小中学校生を持つ保護者を対象に実施されたものです。

その設問の一つに、子育て支援で最も力を入れてほしいこと、との問いがあります。この問いに対する上位の回答には「安心して子供が医療機関にかかれる体制整備」や「子育てに関する手当や助成金の充実」などがあります。医療機関整備については、就学前児童の保護者が56.9パーセント、小学生の保護者で52.5パーセントが要望しています。手当、助成金について

は同じく46.9パーセント、39.7パーセントの保護者が必要と回答しています。

それら回答の中で最も要望が高かったのが「子供が安心して遊べる場所づくり」で就学前児童の保護者で61.4パーセント、小学生の保護者で55.3パーセントと非常に高い回答率となっておりますし、それに対し、道路や公園などの生活環境の設備充実を目標に掲げています。

しかし、現在のところ、公園の新設や既存公園の大幅整備な計画は無いように聞いております。柴木公園や、せせらぎ公園で遊ぶ児童はあまり見られない一方、民間の遊具が充実した公園施設には家族連れの姿が多く見られますし、志賀町児童館は認知度、利用状況ともに高いレベルにあります。

これらの違いは、遊ぶ道具、遊具の充実の度合いに差があるからだと考えられます。地区で管理している公園についても、高浜地区の「はまなす子供の広場」は遊具も多く、子供たちの遊ぶ姿もよくみられますが、遊具に乏しい「末吉の児童公園」では遊ぶ子供の姿は、あまり見かけることはありません。子供たちにとって、遊ぶ場所とは遊ぶ道具があることが重要な要素であると思います。

次世代育成支援行動計画の後期計画の取り組み目標に既存公園の設備充実を図るとともに、住民参加による公園管理を推進し、子供たちや地域住民の快適な遊び場や憩いの場の確保に努める、とあります。先に述べた「はまなす子供の広場」は旧の児童館の遊具を払い下げ、地域で管理をしているようですが、正に住民参加の公園管理の具体例ではないでしょうか。

今後、小学校、保育所の廃止等で不要となった遊具を地区管理の利用頻度の低い公園や既存の町営公園に移設するなど、積極的な公園整備を求めますが、町長はどのようにお考えかをお伺いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 南 正紀議員のご質問にお答えいたします。

まず、米町川の水害対策についてであります。改修計画では、平成元年から着工し平成29年度までに完成する予定であり、現在の進捗率は65.5パーセントであります。

これまでは、北吉田地内で度々冠水していましたが、平成21から22年度にかけ、河道の暫定拡幅工事が施工されたことにより、今後は、冠水が少なくなると思われます。しかしながら、近年、局地的なゲリラ豪雨が発生しており、いつ何が起こるかわからないのが現状でありますので、地域住民の生命と財産を水害から守り、不安が解消されるよう県にこれまで以上に強く要望していきます。

また、今年度も地元の区長さんを中心に結成されている米町川河川改修期成同盟会の役員と県議、地元町議と私とで、石川県に、より一層早期に完成するよう要望する予定ですので、南議員のご同行もお願いいたします。

次に、小学校統合に関するご質問であります。志賀町において、現在、小学校統合により空き校舎となっているのは、富来地域の5校であります。そのうち、旧熊野小学校は生涯学習活動の場として、旧西海小学校は放課後児童クラブとしてそれぞれ利用しております。また、旧富来小学校については取り壊しの予定であります。一方、志賀地区においては、統廃合によりいくつかの小学校が空き校舎となります。これらの利用していない空き校舎や空き校舎となりうる小学校の活用については、現時点では具体的な計画はありません。

しかしながら、それぞれの施設は、議員ご指摘のとおり、防災計画における避難施設として位置づけられていることや、また、地域住民にとって愛着があり、大切なコミュニティの場であるという点から、安易に民間に売却すべきではないと考えているところであります。

このようなことから、今後の空き校舎の利用については、南議員の御意見も参考にしながら、議会の皆様や地域の方々の意見を十分にお聞きし、有効活用できるよう検討して参りたいと考えております。

続いて、廃校となった小学校の校下意識の低下、伝統芸能の衰退に関するご質問であります。

まず、統合による地域の行事、伝統芸能への影響ですが、確かに地域での子どもの減少により、祭りでの獅子舞が出来ないなど、少子化により伝統芸能活動が危うくなってきている地域があることは認識しております。しかしながら、富来小学校統合後の富来地域の状況を見ても明らかなように、統合

によって、地域の行事、伝統芸能が衰退していくとは思っておりません。

しかしながら、廃校となった小学校の校下意識が低下する懸念については、統合後の小学校において、旧校下毎の地区子ども会を組織し、保護者や地域の方々と連携をしながら、地域の活動を支援する体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

また、地域においては「地域の拠点」として機能していた小学校の役割を公民館に移すことも考えられますが、過剰な負担を与えないよう、これまで以上の支援を町としても考えていく所存であります。

次に、子供が安心して遊べる環境づくりについてであります。

現在、町が管理している公園・広場として、都市公園が6ヶ所、農村公園が9ヶ所、子ども広場が2ヶ所あり、この他に、末吉地区にある児童公園など、各地区で管理している公園もあります。議員ご指摘のとおり、公園の整備や遊具等の安全管理には多額の経費を要するため、今後、公園の新設、既存公園の大幅な整備などの計画はありません。

また、地区で管理する児童公園等への補助については、現在の財政状況では難しいことや行財政改革の観点からも実施はしておりません。

しかしながら、アンケートによると、「子どもが安心して遊べる場所づくり」が求められていることも事実であり、今後、補助金については、地区として児童公園等の管理体制や利用状況等を明確にしたうえで、検討していきたいと思っております。

また、学校・保育所の廃校・廃園で不要となった遊具の再利用については、利用できるものは、利用して頂く事に問題はありませんが、その場合においても管理体制等を見極めた上での移設になると考えております。

さらに、廃校・廃園になった遊具の移設だけを考えるのではなく、その施設自体を有効利用し、運動場等の屋外施設を地区の子ども達の遊び場としても、活用出来ないか検討したいと考えておりますので、議員各位のご理解、そして、ご協力をお願いし、南議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 3番 南 正紀 君。

南 正紀議員 1点だけ再質問をさせていただきます。

遊具の維持管理が大変多額の経費がかかるというお話を今答弁頂きましたが、区で管理しているような児童公園の遊具ですね。こちらのほうの安全点検というものは、組織だっで行われていないように聞いております。住民参加型の公園管理を目指すというようなことから、町として遊具の安全点検はするから、それ以外の、例えば剥がれた塗装の再塗装であるとかいう部分は地区の皆さんで管理をしてくださいというような、役割分担を持ったような安全管理を含めた管理をしないと、事故が起こってから、これは町が関与していないので、とういようなことになりかねませんので、その辺も含めまして安全管理の点についても、また是非ご検討お願いします。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 南議員の再質問にお答えします。

児童公園の遊具についての安全管理についてであります。基本的には地区として、児童公園の管理をしていただきたいのであります。今ほど議員さんからのお話もありましたので、今後どのような形にしていくかは検討させて頂きたいと思っておりますので、ご理解をお願い致します。

櫻井 俊一議長 8番 須磨 隆正 君。

須磨 隆正議員 第3回定例会で質問させていただく8番議員の須磨隆正です。

質問に入る前に、小泉町長就任以来、9月24日で2年が経とうとしています。町長公約の行財政改革も進んでいると思われませんが、改革を急ぎますと町民負担も多くなると思われますので、粛々と進めてほしいものです。また、政治家は陽の当たる場所より、陽の当たらないところへ陽を当てるのが政治だと聞いていますので、今後の小泉町長の町政への手腕に期待し、質問に入りたいと思います。

9月定例会にあたり、「ドクターヘリ」についての小泉町長の考え方を聞き致します。「ドクターヘリ」とは、「空飛ぶ病院」あるいは「空飛ぶ救命救急室」とも呼ばれており、初期治療を行える医療機材を常時に搭載し、緊急専門の医師や看護師短時間で現場に派遣しており、単に搬送というだけではなく、いち早く初期治療を行えるということが大きなポイントであります。

全国レベルでは、1990年代から実験が行われ、その有効性が確かめら

れてから、平成13年度の岡山県倉敷市の川崎医科大学付属病院での導入を皮切りに今日まで約13から14の道府県において導入されております。日本に先んじて導入されたドイツでは、国内に70数機配備されており、国内いづこにも15分以内に到着できるといわれており、ドクターヘリ導入後、交通事故の死亡者が3分の1に激減したといわれております。

また、当町は原子力立地町であります。記憶の新しいところで、2004年に関西電力美浜発電所3号機において、二次冷却系の復水系配管が破損し、多数の死傷者を出した事故がありました。後の「原子力施設等防災専門部会」において、事故対応の教訓として、ヘリを利用した緊急医派遣ならびに被災者の転院搬送の2点が「良かった点」としてあげられております。

石川県においても、平成29年度完成を計画されている石川県中央病院の建て替えにあわせ、ドクターヘリ導入を予定されていると聞いておりますが、当県は南北に細長い地形であります。基地病院の立地点の関係から県下全体を均一にカバーすることは難しく、移動手段が手薄な能登地方ほど重点的にドクターヘリの導入を急ぐべきではないでしょうか。

特に能登半島の自治体においては、ますます住民の高齢化・少子化が進んでおり、地域住民の連携も薄くなってきているのが実情ではないでしょうか。

通報に要する連絡手段等のソフト面については、十分な対応がなされておりますが、ハード面に関しては、まだまだ対策が不十分であります。例えば、能登地方から高度医療施設がある病院へ救急車で搬送する場合、どうしても1時間から2時間の時間を要してしまい、地域としても患者としても危機的な状況になっております。過疎化による医療格差の問題も長年の課題であり、ドクターヘリ導入が格差縮小の有効な策のひとつであることは、間違いはありません。

本件については、維持管理費の問題、利用頻度の問題ならびに人材確保の問題、クリアすべき課題も多く、当町だけで取り組み、解決を得られるものでないことは、十分に承知したうえでの提案であります。

能登半島全域の自治体とスクラムを組み、国・県に対し、強くドクターヘリ導入についての支援を要望すべきではないでしょうか。小泉町長の率直なご意見をお聞かせ頂きたい。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 まずは、私の町政運営について、ご助言ありがとうございます。決して私は慌てているわけではありません。私は、ろうそくのように我が身を削って、周りを照らす、その気持ちで頑張っていますので、議員各位のご協力もお願いしたいと思います。

須磨議員のご質問にお答えを致します。

ご質問のドクターヘリについては、その果たす役目は救命救急医療において、非常に優れた効果をもたらすことは十分理解をしております。

このドクターヘリは、日本では「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」の中で位置づけられており、救急医療にかかる高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内に当該病院の医師が直ちに搭乗できる場所に配置されることが条件づけられております。

石川県の医療計画の中では、これらに該当する病院として石川県立中央病院救命救急センター、能登総合病院救命救急センターが設置され、第三次救急医療体制として示されており、更なる高度救命救急を担う病院として、金沢大学附属病院救急部及び金沢医科病院救急医療センターが整備されているところであります。

すなわち、能登半島においてドクターヘリが配備される可能性のあるのは、能登総合病院救命救急センターに限ることになります。

ご承知のとおり能登総合病院は七尾鹿島広域圏事務組合で設置している病院であり、当町の管轄外にあるため、たとえ要望といっても一朝一夕にはできません。

また、そのためにはドクターヘリの導入、運営管理費用のみならず病院改修も含めた病院経営全般においても新たな負担金等の発生が予想されます。

現在、石川県においては消防防災ヘリコプター「はくさん」により、平成13年度よりドクターヘリ的運用を開始しており、平成22年度までの出動回数は19回であったと聞いております。これは、昨今の道路整備状況や高機能の救急車に加え、救命救急士の同乗が消防防災ヘリ「はくさん」のドクターヘリ的運用回数の少なさに結び付いたものと考えております。

ドクターヘリの運営費用は、年間2億円とも言われております。導入要望

には、七尾市のみならず能登半島全域の市町でその必要性、費用効果等を検討し、合意形成する必要がある、また、石川県医療計画の変更も不可欠な要素となってきます。

ドクターヘリ導入要望につきましては、これらを踏まえ、今後、十分な検討を重ねたうえで、判断したいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いし、須磨議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 2番 稲岡 健太郎 君。

稲岡 健太郎議員 2番 稲岡 健太郎でございます。

先ほど、堂下議員のほうから、本日9月9日は重陽の節句ということで大変めでたい日ということでお聞きしておりますが、本日9月9日は救急の日でもありまして、先ほどの須磨議員のドクターヘリの質問も大変意味のあるものかなと私は感じております。

私の質問に入らせて頂きます。

はじめに能登の里山里海が世界農業遺産に認定されたことに関連して、いくつかの質問をさせていただきます。報道等でご承知の通り、本年2011年6月11日、羽咋市以北の4市4町の「能登の里山里海」が新潟県佐渡市とともに、「世界農業遺産」に認定されました。世界では9番目、先進国からは初の認定となっております。そこで、世界農業遺産とは、長い歴史の中で、その土地、その土地の気候・風土に合わせて形成されてきた、伝統的な農業や、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ地域を次世代へ伝承することを目的として、2002年、国連食糧農業機関が創設した制度でございます。

能登が評価された点としまして、その里山・里海に絶滅危惧種を含む多様な動植物がいること、また渡り鳥なども数多く確認されていること、そしてまた「千枚田」に代表される棚田や、天日で稲穂を干す「はぎ干し」、炭焼きや海女漁など、伝統的な農林水産技術を継承している点などが評価そうでございます。志賀町においては、農産加工品である「ころ柿」、農村景観である「笹波の棚田」、「赤崎住居」、「旧福浦灯台」などが地域資源として主に評価されており、農林水産物のブランド化や、知名度の向上による観光客の増加につながる、として地元の期待も大きいと聞いております。

そこで、今回の認定を受けて、志賀町では、地域振興につながる新たなイベント等の事業計画はあるのでしょうか。武元文平七尾市長は、農業遺産認定のプレゼンテーションの中で「能登の8市町が一緒になって農林水産業をベースとした持続可能な地域づくりの日本モデルをめざしたい」と述べられました。また、珠洲市では、農業遺産として評価された農村景観や文化・祭礼の写真展として大阪で開催しており、その後名古屋での開催も予定されております。

ここ志賀町では、先月8月の広報しか3面では1ページを使って、今回の認定を報告されているほか、今月の志賀町のホームページの中で、町長挨拶の最後に一言ほど今回の認定に触れていますが、PR活動としては少し消極的な印象を受けます。今後、能登の農業遺産を、地元住民への啓発活動と併せて、より積極的に世界へ発信していくべきと考えますがいかがでしょうか。また、その際の広報手段として志賀町としては、どのようなもの考えるべきかと思われませんか。

また、今回志賀町で主に評価されたものは、先にあげた「ころ柿」、「笹波の棚田」、「赤崎住居」、「旧福浦灯台」のほか、「松尾神社本殿」、「キリコ祭り」、「トミヨの里」、「とぎ実験農場」があげられますが、町内の他地区でも、その地区独自の農業遺産を用いて地域おこしに取り組むことを、町として推進してはいかがでしょうか。また、先に述べました七尾市長のスピーチにありましたように、世界農業遺産として認定された4市4町の間での連携や今後の展望について、志賀町長として、どのようにお考えでしょうか。

次に、西山台ニュータウンについて、質問致します。

志賀町が造成した西山台ニュータウンは、昨年4月から第1工区、9月から第2工区の販売を開始し、現在ほぼ完売の状態とお聞きしております。建築工事も進みニュータウンでの生活者も増え、定住促進事業として大きな成果を上げていることと思います。そのニュータウンの生活者の中で、町外からの転入者の割合を考えたときに、転入者の定住促進としての効果は果たしてあったのでしょうか。また、今後、更なる宅地造成・分譲の予定はあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

先の質問から申し上げますが、志賀町の農村風景は世界に認められ

た景色であり、その継承はわたしたちに課せられた使命だと思っています。しかし、その風景の中に、奇抜な建物や構造物があってはせっかくの世界農業遺産も台無しになってしまうでしょう。金沢市や京都市のように、歴史都市として認定された自治体では、必ず景観に関する条例があり、町並みに調和するような建築制限や構造物に関する規制があります。それは世界の歴史的な都市においても言えることであり、今後のまちづくりにおいて、農村風景に調和する景観計画等を策定すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上を持ちまして質問を終わらせて頂きます。よろしくご答弁のほどお願い致します。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 稲岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、世界農業遺産の認定に関するご質問であります。新たなイベント等の事業計画についてですが、去る6月11日に中国北京において、国連食糧農業機関の「世界重要農業資産システム」に国内として初めて、佐渡と共に羽咋市以北の4市4町が登録されたことは、現在の志賀町の農業などを取り巻く状況を考えた時に、一つの希望が見えたようであります。

既に、認定後の8月20日、21日に県産業展示館で開催された、「いしかわの里山里海展 2011」に志賀町として「すいか」や「しらす」をはじめとした特産品を展示販売いたしました。

今後は、今回の世界農業遺産の認定を契機に、町として志賀町グリーン・ツーリズム協議会等とも連携し、交流人口を拡大するとともに、地域振興を図ってまいりたいと考えております。

さらに、24年度以降の本格活用に向けて、世界農業遺産活用実行委員会の委員として、首都圏でのPRイベントにも参加をすることとしております。

次に、今後の広報手段についてであります。世界農業遺産の認定については、既に広報しか8月号に掲載したところでありますが、今後はポスターやパンフレットはもとより、世界農業遺産活用実行委員会として、テレビ局と連携したPR番組の制作やポータルサイトの開設も予定しております。

また、町独自の取組みとして、ケーブルテレビ等で積極的にPRもしてまいりたいと考えております。

続いて、地区独自の農業遺産を活用した地域おこしについてであります。

当然、その地区その地区の特色ある農業資産及び関連資産等があると思いますので、積極的に活用して地域の活性化に繋げていきたいと思っております。なお、特産品の開発や販売戦略のための補正予算も今定例会に計上しております。

次に、4市4町との連携と今後の展望についてですが、4市4町としても、認定の申請団体としての能登地域ジラス推進協議会が設立されており、今後とも連携を取りながら、全体で能登の里山里海の価値を更に高めたいと思っております。

また、これまで認定に向けた作業を行ってきましたが、今後は、認定を利用した町の活性化を図っていききたいと思っており、町全体の取組みとして全庁的な体制づくりを考えているところでもあります。

続いて、西山台ニュータウンの定住促進の効果についての質問であります。西山台ニュータウンは、平成21・22年度にかけ89区画を造成しました。本年8月末現在、85区画が契約済みであり、そのうち町外の契約者は18区画あります。比率で申しますと、21パーセントとなり、十分に効果があったと考えております。また、住宅造成・分譲の予定については、今後の社会情勢に応じた住宅用地の動向を見ながら検討したいと考えております。

次に、農村風景に調和する景観計画等の策定予定はあるのか、との質問ですが、県内全域が県の景観計画区域となっております。

当町においては、景観計画策定予定は現在ございませんが、今後は農村風景に調和する景観計画の必要性についても検討してしなければならないものと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いし、稲岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 ここで暫時、休憩します。午後1時から会議を開催致します。

(午前11時58分 休憩)

(再 開)

(午後1時00分 再開)

(出席議員 16名) 1番 福田 晃 悦
2番 稲岡 健太郎
3番 南 正 紀
4番 寺井 強
5番 堂下 健一
6番 南 政夫
7番 下池 外巳造
8番 須磨 隆正
9番 越後 敏明
10番 田中 正文
11番 富澤 軒康
12番 櫻井 俊一
13番 林 一夫
14番 戸坂 忠寸計
15番 久木 拓栄
16番 山本 辰榮

櫻井 俊一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑および一般質問を再開します。 6番 南 政夫 君。

南 政夫議員 みなさん、こんにちは。執行部の皆様方には、午前中に引き続きありがとうございます。傍聴にお越しの皆様、午後からも足をお運びいただきまして本当にありがとうございます。

私は今回、小泉町長に2つの質問をさせていただきます。

町長は今定例会の初日、提案理由説明の中で、10月3日から始まる16地区でのタウンミーティングで、住民の方々から防災対策に対する意見や要望、さらには町づくりの提案などについてもお聞きをしたいとおっしゃられました。そこで、町民の方よりお先にお尋ねをさせていただきます。

3月11日に発生しました、東日本大震災における地震や津波、また今回、防災週間の真っただ中、四国、中国地方を横断していった台風12号による豪雨災害、近頃よく耳にするゲリラ豪雨。近年、大変大きな自然災害が多発

しているように思います。台風12号の豪雨に見舞われた紀伊半島の一部の地域では、避難指示を出さずに住民の判断に任せた所もあり、避難が遅れて大変、多くの犠牲者が出る事になってしまいました。

志賀町には、海も山も川もございます。町長から定例会初日、津波ハザードマップ作成に着手したとお聞きしました。また、東日本大震災を教訓として、今後、様々な角度から、災害を想定した防災対策や訓練が必要だともお聞かせいただきました。

例えば、津波が押し寄せた場合の避難場所と豪雨による洪水や土砂災害等の起こった場合の適した避難場所とは一致しない事もあるかもしれません。

町として、いろいろな自然災害を想定し、また危険個所の把握にも努めていただきまして、丁寧な防災対策を考えていただきたいと思います。

また、現在、志賀町は残念ながら、高齢化、過疎化が進んでおります。災害発生時には、ご高齢の方、体の不自由な方も安全に迅速に避難できますよう、関係機関や地域と一緒に、丁寧に避難の方策を考えていただきたいと思います。

町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目の質問は、町づくり計画に子供たちも参加できないかという質問でございます。

先の議会視察研修において、子供たちの想い、考えをととても大事にして、町政に反映していこうと考えておる自治体がございました。志賀町でも以前、旧高浜中の子供たちが定例会の本会議を傍聴に来られた事がありました。そして、町、議会について感じた事、あるいは、これからの志賀町への想い等々を議会広報にたくさん載せてもらった事もございます。

これからの町づくりにおいて、これから町を担っていく子供たちの想い、考えを聞かせてもらう事はとても大事な事だと思います。町の現在の状況、財政の事等も説明しながら、保育所や小学校の統廃合のこと、あるいは、志賀高校の在り方等々いろいろな事を子供たちにも考えてもらうのも良い事ではないかと思っております。

町づくり委員会、志賀高校検討委員会からもたくさんの良い意見が出されていると思いますが、子供たちの意見を聞く機会、そういう場を作ることが

考えられてはどうか。

今後、議会でも子供たちの意見を聴ける会を設ける事ができれば良いなど個人的には思っておりますが、それは別の事として町執行部の対応として、町長のお考えをお聞かせ頂きたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 南 政夫議員のご質問にお答え致します。

まず、自然災害に対する防災、避難のあり方についてであります。この度の台風12号による被害は改めて自然災害の脅威をテレビ等の報道を通じ、まざまざと見せつけられました。また犠牲となられた方々のご冥福を心よりお祈りし、行方不明者の一日も早い発見を願うものであります。

さて、今回の台風による被害では、一部の地域で避難勧告や指示が遅れたり、出されなかったため、自宅で留まっていて多くの犠牲者が発生したとの報道もあり、大変残念に思っております。

しかしながら、災害時における避難勧告や指示は防災の専門家も指摘しているように、気象条件や地形等の違いから発令のタイミングや対象地域の選定は非常に難しいのが現状であると思われまます。

また、議員のご指摘のとおり、当町は自然豊かな海・山・川に恵まれている反面、時にはそれらが牙を剥き、自然災害となり猛威を振るう事を念頭におき、海・山・川の担当部署にも危険個所の再確認をさせた上で防災・減災対策をしっかりと行っていきたいと考えております。

なお、現在は倉垣地内の土砂災害危険区域において、砂防堰堤の整備に着手したことで、加茂小学校児童及び地域住民を対象に土砂災害の説明会を開催する等、災害への理解を深める取り組みを行っているところであります。

高齢者、体の不自由な方、乳幼児等のいわゆる災害時要援護者の対策については、要援護者の状況に詳しい関係機関や地域との連携を強化すると共に、様々な想定をしながら、対策をしていかねばならないと考えています。

既に、今年度は公立小中学校及び公立保育園の全てで防災訓練を実施しており、私立幼稚園でも近いうちに訓練を実施すると聞いております。

さらに介護福祉施設においても、今年度、既に訓練を実施済ないし予定を

しておりますが、今後も、継続をして訓練を実施できるようにしていきたいと思っておりますので、南議員におかれましても今後とも様々なご意見を頂ければと思っております。

次に、子供たちの町づくり計画への参加についてであります。志賀町では、平成17年の町合併以来、「新町まちづくり計画」や「第1次志賀町総合計画」など、各種の町づくりに関する計画を策定して参りましたが、いずれも各種団体長など成人の方が策定委員となり、作業が進められてきました。

議員ご指摘のように、他の自治体では小中学生が町づくり委員となり、子供たちの目から見た自由な意見・アイデアを取り入れ、町づくりが進められている事例が見られます。

子供たちの目は、大人の視点とは違い、柔軟で夢のあるものが多く、私たち大人にはない感性があり、斬新なアイデアを生み出す期待感があります。

また、そうした場を通じて、志賀町の歴史や現状を捉えてもらい、志賀町の未来について真剣に考えることで、郷土愛を育んでもらう良い機会になるのではないかと思います。

「子供たちが住みやすい街は、お年寄りにも、皆にも住みやすい街になる」という言葉もありますが、次世代を担う子供たちが町づくりに参加することは、将来の志賀町にとっても非常に意義のあることだと思います。

今後、議会の皆様ともご相談をしなければなりません。子供議会を開催するなど、大人と子供が共同で取り組める機会を増やし、活動の一員としての参加意識を高め、そうした中から活発な意見を取り入れながら、町づくりにつなげていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いし、南議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2. 町長提出 議案第52号ないし第79号、陳情第1号

(委 員 会 付 託)

櫻井 俊一議長 続いて、町長提出 議案第52号ないし第79号、及び陳情第1号をお手元に配布の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第3. 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町長提出 認定第1号ないし第13号
(委 員 会 付 託)

櫻井 俊一議長 続いて、決算特別委員会の設置の件を議題とします。お諮りします。

町長提出 認定第1号ないし第13号、平成22年度一般会計ほか12会計の決算につきましては、9名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決定しました。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿の議員を指名したいと思います。お諮りします。

お手元に配布の名簿のとおり、

福田 晃悦 君、稲岡 健太郎 君、南 正紀 君、寺井 強 君、堂下 健一 君、南 政夫 君、須磨 隆正 君、田中 正文 君、冨澤 軒康 君をそれぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時、休憩します。

(午後1時13分 休憩)

(再 開)

(午後1時22分 再開)

(出席議員 16名) 1番 福 田 晃 悦

2番 稲 岡 健太郎

3番 南 正 紀

4番 寺井 強
5番 堂下 健一
6番 南 政夫
7番 下池 外巳造
8番 須磨 隆正
9番 越後 敏明
10番 田中 正文
11番 富澤 軒康
12番 櫻井 俊一
13番 林 一夫
14番 戸坂 忠寸計
15番 久木 拓栄
16番 山本 辰栄

櫻井 俊一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、決算特別委員会で、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告いたします。

決算特別委員長 富澤 軒康 君、同副委員長 寺井 強 君、
以上のとおり選任された旨、報告がありました。

(休 会)

櫻井 俊一議長 次に、休会の件について、お諮りします。

委員会審査等のため、明10日から20日までの11日間は、休会いた
したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 異議なしと認めます。

よって、明10日から20日までの11日間は、休会することに決ま
した。

次回は、9月21日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 1 時 23 分 散会)
